

第百九号議案

江戸川区営本一色町第二アパート、江戸川区営江戸川中央一丁目第二アパート及び江戸川区営中葛西四丁目アパートの指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十四日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区営本一色町第二アパート、江戸川区営江戸川中央一丁目第二アパート及び江戸川区営中葛西四丁目アパートの指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区営本一色町第二アパート、江戸川区営江戸川中央一丁目第二アパート及び江戸川区営中葛西四丁目アパートの指定管理者を次のように指定する。

名称	指定		指定の期間
	所在地	管理者	
江戸川区営本一色町第二アパート 江戸川区営江戸川中央一丁目第二アパート 江戸川区営中葛西四丁目アパート	渋谷区神宮前五丁目五三番六七号	東京都住宅供給公社 理事長 中井 敬三	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

（説明）

令和三年三月三十一日に指定期間が終了することにより、同年四月一日からの江戸川区営本一色町第二アパート、江戸川区営江戸川中央一丁目第二アパート及び江戸川区営中葛西四丁目アパートの指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたします。